

【解 説】

具体的には、以下のとおりです。

	規則に掲げる者	内容
イ	認定農業者等であった者	過去に「認定農業者等」（法第 8 条第 5 項）だった者（認定農業者等 0B）
ロ	認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族	認定農業者の農業に従事・経営参画する親族（当該認定農業者の三親等以内の親族等）
ハ	認定就農者である個人	市町村から認定就農者（基盤法第 14 条の 5 第 1 項）の認定を受けた個人（認定新規就農者）
ニ	認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人	上記ハが法人である場合において、その法人の業務執行役員又は使用人。当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者
ホ	農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第 2 条第 4 項第一号ハに規定する組織の役員	特定農業団体 ^{*1} ・農作業受託組織のうち、効率的な生産を図る上で適切な業務規模であり、省令で定める要件 ^{*2} を満たす組織（法人を除く）の役員
ヘ	農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの	「人・農地プラン」や「畜産クラスター計画」で中心的な経営体として位置付けられている者
ト	農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人	上記ヘが法人である場合において、法人の役員又は使用人。当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者

チ	農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者	指導農業士、農業経営士、青年農業士、普及指導協力員、農業女性アドバイザーなど
リ	基本構想（基盤法第6条第1項）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（「基本構想水準到達者」）である個人	基盤法第6条第1項で定める基本構想 [※] ³ の水準に達する者 （基本構想水準到達者）
ヌ	基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人	上記リが法人である場合において、その法人の役員又は使用人。当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者

※1 特定農業団体

- ① 特定農業団体とは、農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織である。
- ② 具体的には、(1)担い手不足が見込まれる地域において、(2)その地域の農用地面積の3分の2以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者（農用地利用改善団体）が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織であって、農業生産法人となることが確実と見込まれ、(3)地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織（農作業受託組織）（基盤強化法第23条第4項）。
- ③ この他に、法人化計画を作成すること、定款又は規約があること、目標農業所得を定めた主たる従事者がいること、組織として一元経理を行っていること等の要件がある。

※2 省令で定める要件（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第3条各号）

- ① 地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれる。
- ② 農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれる。
- ③ 目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められており、かつ、これらの記載事項に係る内容が農林水産大臣が定める基準に適合する定款又は規約を有している。

- ④ その耕作に要する費用をすべての構成員が共同して負担しており、かつ、その耕作に係る利益をすべての構成員に対し配分している。

※3 基本構想

市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を定めることができる。その中で、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めている。